2006.6

【国内の PL 関連情報】

エレベーター事故　設備所有者側「違法認識なし」と争う姿勢（松山地裁）

（2006年5月27日　愛媛新聞）

昨年6月、松山市のバイク会社で見習い従業員の男性（当時24）がエレベーターに挟まれて死亡した。エレベーターはフレームに床を付けただけの構造で、3階からオートバイ2台を1階に降ろす作業中に、他の従業員が昇降スイッチを操作したところ、降りてきたエレベーターの上部フレームと3階の床に頭を挟まれた。男性の遺族は、社内に違法設置されたエレベーターが原因で、会社は安全配慮義務を怠ったなどとして、バイク会社と同社社長、設計した一級建築士を相手に慰謝料など約9700万円の損害賠償を求め提訴した。

5月26日、第1回口頭弁論が松山地裁であり、会社側は、エレベーターに安全装置が設置されていなかったことなどを認めた。しかし、「建築基準法に違反するとの認識はなかった」などとして損害賠償責任については争う姿勢を示している。

ここがポイント

エレベーターについては、今月に入り、東京都港区のマンションで高校２年の男子生徒が挟まれて死亡するという痛ましい事故が発生しました。この事故については、連日の報道により社会の関心を集めていますが、以前から、エレベーターの事故は、業務用、家庭用を含め、少なくありませんでした。事故の態様も、落下事故、挟まれ事故、転落事故、閉じ込めのトラブル等様々です。

エレベーターに関連して利用者が事故に遭う場合、責任を負う可能性のある当事者として、一般的に、所有者、管理者、保守会社、メーカーなどが考えられます。

本件は、死亡した従業員に対する会社側の雇用契約にもとづく安全配慮義務違反などが問題とされており、ＰＬ訴訟ではありませんが、メーカー側が責任を問われる場合、ＰＬ事故として扱われることとなります。

エレベーターの使用に関わる安全確保には、様々な関係者の関与が必要であり、安全に関する技術情報や不具合情報が所有者、管理者、保守会社、製造者間で共有できる仕組み作りが大切です。事故に繋がりうる予兆現象の把握と、そうした現象に対して適切な対策を講ずることができれば、大事故発生の防止効果は高いといえます。

国民生活センターがIHクッキングヒーターの安全性をテスト

（独立行政法人国民生活センター『たしかな目』 2006年6月号）

国民生活センターが、需要の高まっている IH（電磁誘導過熱）クッキングヒーターの安全性についてテストを実施した。

クッキングヒーターについては、最近では従来使用できなかったアルミや銅の鍋も使える機種や少量の油により揚げ物ができることを売り物にする機種も販売されている。

今回のテストでは、

■加熱キーでの揚げ物調理時や予熱時などに鍋底が高温となる。

■トッププレートが高温となり、高温注意表示が消灯時にも80度を超えている機種がある。

■オールメタル対応品でも、アルミや銅製の鍋を使うと、湯沸し時間がステンレス製と比べて2倍以上かかり、鍋が動くなどの不都合が生じることがある。

などが明らかになった。同センターでは、こうした結果を受けて、安全性向上のための改善を業界に要望している。

また、同センターでは、ユーザーに対しても、「鍋底の温度が急速に加熱する可能性があるので、予熱の際には最大火力にはしない」などの注意を促している。

ここがポイント

IH クッキングヒーターは、その手入れの容易さや熱効率の良い点が省エネに貢献するとして、ビルトイン型を中心に普及が進んでいます。

しかし、IH クッキングヒーターは、広く一般に使用されているガスコンロに比べて、未だ一般消費者になじみが薄いといえます。また、製品の特性として、IH クッキングヒーターには、炎が出ないため火災が起きにくい反面、炎が確認できるガスコンロと比べ、感覚的に温度の具合を確認しづらいといった面もあります。これらを考えると、想定される誤使用や不適切な使用を広めに捉えたうえで、まず、ユーザーから見て危険の認識が容易でないという製品の特性に応じた設計レベルでの安全対策が求められます。そのうえで、不適切な使用を是正し、安全な使用に導くための指示警告上の安全対策を進めることが必要です。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が製品安全情報誌を創刊

（2006年5月8日　日刊工業新聞）

製品評価技術基盤機構（NITE）は製品安全にかかわる情報について総合的に提供する広報誌「生活安全ジャーナル」を発刊した。NITEが収集した事故情報や事故分析データのほか、消費者団

体、大学・研究機関、行政の取組みや動向などを紹介するもので、NITEのホームページ（www.jiko.nite.go.jp）で見ることもできる。

創刊号の構成は、以下のとおりである。

- ■ 製品安全広報誌への期待
- ■ NITE製品安全の視点
- ■ 事業者の活動
- ■ 安全研究だより
- ■ 消費者の声
- ■ PL研究

ここがポイント

ＮＩＴＥは、経済産業省の事故情報収集制度にもとづいて、昭和 49 年から約 30 年間にわたり、消費生活用製品の事故情報を収集し、原因等を調査し、その結果を公表しています。

今回の創刊号は、事故情報収集制度にもとづく最新の動向の他に、家電製品協会や日本ガス石油機器工業会等における安全への取組み、技術系研修者による安全研究の紹介、消費者側の声などで構成されており、ＮＩＴＥに集約される製品安全情報の提供にとどまらない、製品安全に関する情報提供誌となっています。

ホームページや書籍といった形でＮＩＴＥから提供される個別事故情報等は、メーカー関係者など製品安全に携わる担当者にとって、自社取扱い製品や関連製品群、また新規進出を検討している製品群において、どのような事故が発生しているかを知るうえで貴重な参考情報となり得ます。事故情報に留まらず、関連業界や研究者レベルの製品安全取組みに関する最新の情報を得ておくことも、製品安全レベルの向上を図っていく際に重要であり、本冊子を自社の製品安全対策の向上に有効に活用していくことも得策です。

【海外の PL 関連情報】

米国における医薬品PL訴訟のトレンド

昨年、米国では鎮痛剤の副作用を巡るPL訴訟の第 1 弾評決が出された。この評決は、医薬品メーカーに、慰謝料を含む補償的損害賠償2445万ドルと懲罰賠償2億2900万ドルの、計2億5345万ドルの支払いを命じるものである。このメーカーには、それ以降も当該鎮痛剤について複数の

評決が出されており、さらに、1万件を超える係争中の訴訟を抱えている。

その一方で、これらは医薬品業界を取り巻く最近の訴訟事例のごく一部に過ぎないとの指摘もある。

ある米国弁護士事務所の最新のレポートによれば、2004年に販売が中止された前述の鎮痛剤の他に、主なものだけでも、以下の新たなターゲットが浮上している。

- Fosamax（骨粗鬆症予防薬）
- Seroquel（抗精神病薬）
- Ortho-Evra（パッチ型避妊薬）
- Premarin（女性ホルモン剤―更年期障害の軽減目的）

これらの新たなターゲットはそれぞれ数十億ドルの売上げがあり、数百万人の患者に依然として使用されている。訴訟の共通点として、「これらの医薬品は公開されていない重大な副作用がある」とする原告側の主張が挙げられており、鎮痛剤に続く原告側弁護士の新たな訴訟提起のターゲットになりうるとされている。

ここがポイント

医薬品に関するＰＬリスクは、近年その頻度・規模ともにより高く、大きくなる傾向にあると言われています。生命に危険を及ぼすような病気の治療用ではなく、生活の質を改善するための医薬品である“生活改善薬（Lifestyle drug）”の普及により、その対象者が広範囲になっていることも一因であると考えられます。こうした“生活改善薬”の服用者は、治療に不可避である抗がん剤などの服用者と違い、一般的に副作用の危険に対する許容度合も低く、薬の人体への悪影響について、より厳しい目で判断される傾向にあります。

新たなターゲットとなっている前述の医薬品の訴訟も、メーカーの開発段階における副作用についての認識の程度と、これを踏まえ販売を決定した経緯が争点となります。「副作用のない医薬品はない」と言われるように、効能に対して、どの程度の副作用まで許容されるのか、医薬品メーカーは訴訟リスクを考慮しつつ、極めて難しい判断を迫られています。

今回取上げた医薬品訴訟において、原告側弁護士は、一種の「初期投資」として多くの時間とカネをかけて、数千もの事例を集計・分析した上で、メーカーは副作用を早期に認識していたにも関わらず、不適切に販売を開始したと主張を展開しています。

新製品の開発販売にあたっては、適切かつ厳格なリスクアセスメン

トの実施は言うまでも無く、その結果や販売開始までの決定プロセス等について、事例の収集・分析をベースとした原告側主張に耐えるだけの合理的な説明ができるようにしておくことが肝要です。

鉛含有塗料メーカーが“公害”法理の適用により敗訴

米国ロードアイランド州政府は、家屋の塗料に含有されている鉛により、子供達が発育不全となる危険に曝されたとの住民の申立を受けて、1999年、州裁判所に公害訴訟を提起した。州政府は、1978年に連邦法で塗料への鉛の含有が禁止される以前から、鉛の害悪性が判っていたとして、この間の行政対応の不手際を理由に、問題家屋の修理・建替のための費用負担を迫られていた。

裁判所は、ロードアイランド州の定める公害法理の適用要件である「公共安全もしくは公共権利への不合理な干渉」があったと認定した。公害法理の適用により、州政府は、以下の2点の原告としての負担軽減により、勝訴の評決を得た。

■通常のPL訴訟であれば、出訴期限の制限があり、これを途過した場合は原告敗訴となるが、公害法理に基づく損害賠償請求訴訟であれば、この制限を受けない。

■通常のPL訴訟であれば、個別具体的に、被告としたメーカーが製造した鉛により損害を受けたことを立証しなければならないが、公害法理に基づく損害賠償請求訴訟であれば、被害が鉛により発生したという概括的な因果関係を証明すれば、原則として、製造した可能性のあるメーカーの責任が認められる。本件において責任が認められた塗料含有鉛メーカー3社は、当時の鉛メーカーとして可能性のある他の多くの企業が倒産等により訴追対象から外れる一方で、支払能力があり現存する企業として被告とされたメーカーである。

ここがポイント

米国では、１９７８年の塗料への鉛含有が禁止される以前に建設された家屋が多く残っています。鉛の人体への悪影響は広く知られており、症状が出やすい子供を中心に、鉛の小片や粉末の人体への摂取により、発育遅れ、言語障害、胃腸痛等が報告されており、程度が重い場合は死亡することもあるとされます。

ロードアイランド州では、これまで、被害者個人から鉛メーカーに対する数多くのＰＬ訴訟が提起されていますが、原告が勝訴したことはありませんでした。本件は、そうしたＰＬ訴訟とは異なりますが、塗料含有鉛による被害に関する損害賠償請求訴訟で、被告側メーカーに不利な評決が出されたのは初めてです。

このように、ＰＬ事故による被害救済が公害訴訟という形で提起された例は初めてではなく、タバコ訴訟でもかつては４６州で公害訴訟が提

起されましたが、裁判上や裁判外の和解等で決着しており、評決や判決が下されたことはありませんでした。

本件のような公害訴訟での提訴が塗料含有鉛に係る訴訟以外に波及するか否かは予断を許しません。また、塗料含有鉛に関しては、ロードアイランド州の他に少なくも４州で、本件と同様の公害法理にもとづく訴訟が提起されているようです。

自社製品の欠陥による損害が公共の損害にあたると解釈される可能性について、メーカーとしても、業界としても、注視していくことが重要です。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2006 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉